

平成27年8月11日
関東信越厚生局

医療事故調査制度に係る説明会の実施要領

1 目 的

昨年の医療法改正により、本年10月より医療事故調査制度が施行されます。

この制度は、医療の安全を確保するために、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで医療事故の再発防止につなげるものです。

今回の説明会は、この医療事故調査制度の普及および啓発を目的とする。

2 主 催 者

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室（関東信越厚生局）

3 開催日時

平成27年9月10日（木）午後2時～3時30分

4 開催場所

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂【定員400名（450名収容）】

5 内 容 等

医療事故調査制度の概要を医政局総務課医療安全推進室から説明する。

6 対 象 者

関東信越厚生局管内の病院、診療所及び助産所の医療従事者並びに一般聴講者

7 参加者の申込み方法及び決定

当局HPへ開催案内と参加申込み自動受付システムを掲載する。参加希望者は自動受付システムにて申込む。参加者の決定方法は、申込先着順とし、収容人員に達し次第締め切る。